

エコの すずめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



暖房をつけているのに部屋が「暖まらない」「寒い」そんなときは… ちょっとした対策で暖房効果アップ+節約！

どうして「暖まらない・寒い」が起こるのか…。

それは **コールドドラフト** が原因です。

▶コールドドラフトとは

暖かい空気は上へ上へ、冷たい空気は下へ下へと流れていきます。

暖房により暖められた空気は上昇気流となりますが、窓辺で冷やされた空気は下降気流となって床の表面を駆け抜けていきます。

この現象を、コールドドラフトといいます。

コールドドラフトは、窓際対策を行うことで防ぐことができます。暖房効果が上がれば、暖房費の節約やエコにもつながります！

コールドドラフトの対策方法

- 窓際に断熱ボードを置く**
ホームセンターで専用のものが販売されています。
- 窓に断熱シートを貼る**
ホームセンターで専用のものも販売されていますが、梱包(こんぼう)に使われているプチプチ(エアークラップ)を貼っても効果があります。プチプチを貼るときは、デコボコの面を窓の方に向けて貼ると空気の層ができ、断熱効果が上がります。
- カーテンは床まで届くものにする**
冷たい空気の流れを止めることができます。
- カーテンレールの上をふさぐ**
カーテンボックスや専用のものもありますが、板や布でカーテンレールの上をふさぐことで、冷たい空気の流れを止めることができます。
- 窓際に暖房を置く**
下降してきた冷たい空気を暖めて上昇させることで、冷たい空気が流れるのを防ぐことができます。
※サーキュレーターや扇風機で暖かい空気を循環させることもお勧めです。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

町では、10月13日から29日にかけて、13会場でごみ分別収集に係る説明会を行いました。各地域で説明会を行うのは7年ぶりです。分別方法に大きな変更点はありませんでしたが、現在の分別方法をあらためて確認していたたく目的で開催。合わせて163人の町民の皆さんが出席しました。

初めに、役場の担当者が「ごみ処理費用に掛かる現状について解説。次に「ごみの分別方法と出し方」について、皆さんから問い合わせが多いものや、間違えやすい点を重点的に説明しました。質疑応答では大きな要望はありませんでしたが、分別方法を再確認する質問や意見などのほか、スプレー缶の処理に関する質疑が各会場でも多く出されました。

スプレー缶の出し方については、多くの自治体で「収集や処分時の事故などを防ぐため、必ず屋外で穴を開け、ガスを抜いてから廃棄」としています。しかし、屋内

での穴開けが原因と見られる火災事故が絶えず、全国的に処理方法を見直す動きが出ています。こうした状況や説明会での声を受けて、町でも処理方法の改善に向けた検討を行っていますので、詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。

町では今回の説明会とは別に、自治会や各種団体などからのご要望があれば出前による説明会を随時行っています。また、町バスなどを活用して、可燃ごみを焼却処分している釧路広域連合の清掃工場の見学もできます。希望される場合は、お気軽にお問い合わせください。今後、さらなるごみの減量化と資源化について、ご理解とご協力をお願いします。

スプレー缶の処理方法改善を検討
ごみ分別収集に係る説明会を各地域で開催



多くの方が集まった説明会

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

お手元にマイナンバー(個人番号)の 通知は届きましたか？

皆さんにそれぞれの番号をお伝えするため送付しています

郵便局からの「簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)」というピンク色の紙が届いている方で、個人番号通知カードをまだ受け取っていない方はいらっしゃいませんか？役場に個人番号通知カードが戻ってきています。役場総合サービス室に、本人確認のできる書類をご持参の上、受け取りをお願いします。

川湯地区の方は、川湯支所で受け取りをお願いします。
事前にご連絡いただければ、弟子屈市街地にお住まいの方でも川湯支所で、川湯にお住まいの方でも総合サービス室で受け取ることが可能です。

▶通知カード受け取りに必要なもの

- ご本人が窓口に行かれる場合／本人確認書類
- 代理人の方が窓口に行かれる場合／委任状、受け取る個人番号通知カードの本人確認書類、代理人の方の本人確認書類。

▶本人確認書類

- ①(写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード)などのうち1点
- ①をお持ちでない方／②(健康保険証、後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証、学生証、医療受給者証)などのうち2点

個人番号カードの交付を希望される方

個人番号カードの交付を希望される方は、通知カードの下についている申請書を切り取り、内容をご確認の上、必要事項を記入して同封の封筒でお送りください。

スマートフォンや自宅のパソコンなどからも申請できます。
個人番号カードの交付を希望されない方は、申請の必要はありません。

通知カードの送付・個人番号カードの申請交付などに関する問い合わせ先

- 役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
- 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- 役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課共通)

マイナンバー制度全般に関する相談先

- マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 2 0 - 0 1 7 8
(平日/9時30分~22時 土・日曜日、祝日/9時30分~17時30分(年末年始を除く))

不審な電話などを受けたときの相談先

- 消費者ホットライン ☎ 1 8 8

マイナンバー制度をかたった「不審な電話」「メール」「手紙」「訪問」
などにご注意ください!!